

第二次  
登米市環境基本計画実施計画  
《 後 期 》

令和4年5月  
宮城県登米市

# 目 次

第1章 実施計画の基本的事項	3
1 実施計画（後期）の策定について	3
2 実施計画の目的と位置づけ	3
3 実施計画の期間	3
4 実施計画の運用	4
5 関係課等における施策・事業の進め方	4
6 第二次環境基本計画の施策体系	5
7 実施計画とSDGsの関係	6
第2章 具体的施策	8
基本目標1 豊かな自然を保全し、共生するまち（自然環境）	8
基本目標2 生活環境が守られ、安全で快適に暮らせるまち（生活環境）	13
基本目標3 地球環境にやさしいエネルギー利用を進めるまち（地球環境）	22
基本目標4 みんなで協働して環境保全に取り組むまち（市民協働）	26

# 第1章 実施計画の基本的事項

## 1 実施計画（後期）の策定について

本市では、第二次登米市環境基本計画（平成28年3月策定。以下「環境基本計画」といいます。）に基づき、第二次登米市環境基本計画実施計画（以下「実施計画」といいます。）を策定し取組を推進してきました。

このたび、実施計画の計画期間の中期期間（令和元年度から令和3年度）が終了することから実施計画（後期）を策定しました。

## 2 実施計画の目的と位置づけ

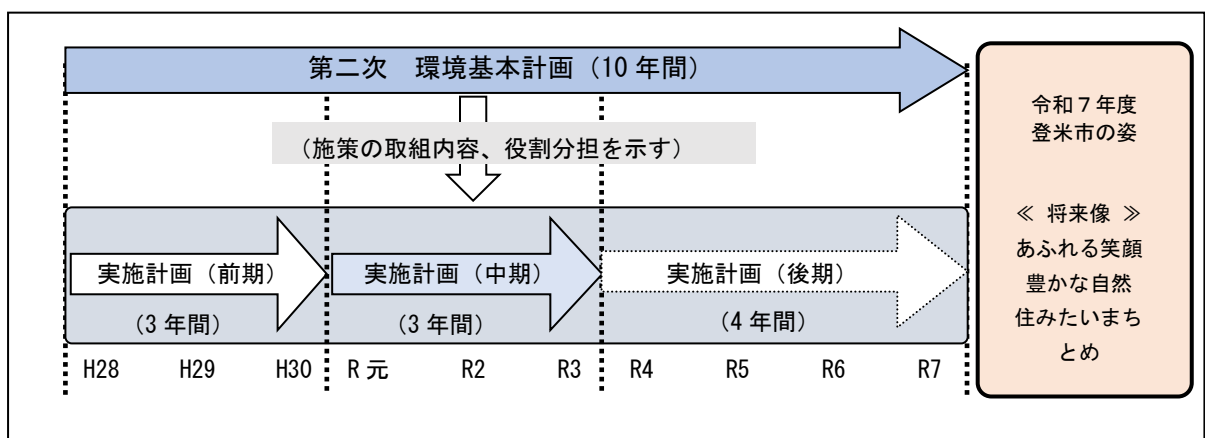
実施計画は、環境基本計画に基づき本市が目指す将来像の実現に向けて、各種環境施策を推進するための具体的な取組内容及び役割分担を示すものです。

## 3 実施計画の期間

環境基本計画の計画期間は平成28年度から令和7年度の10年間としており、実施計画の期間については、平成28年度から平成30年度の3年間は「前期」、令和元年度から令和3年度の3年間は「中期」、令和4年度から令和7年度までの4年間は「後期」としてあります。

また、実施計画は、社会情勢の変化や環境基本計画の改定などに併せた見直しも行います。

### 《 基本計画等の計画期間 》



#### 4 実施計画の運用

実施計画の運用にあたっては、毎年度、施策・事業の進捗状況を点検・評価し、その結果を環境報告書で公表するとともに、施策・事業について見直して行きます。

##### <実施計画運用にあたっての役割分担>

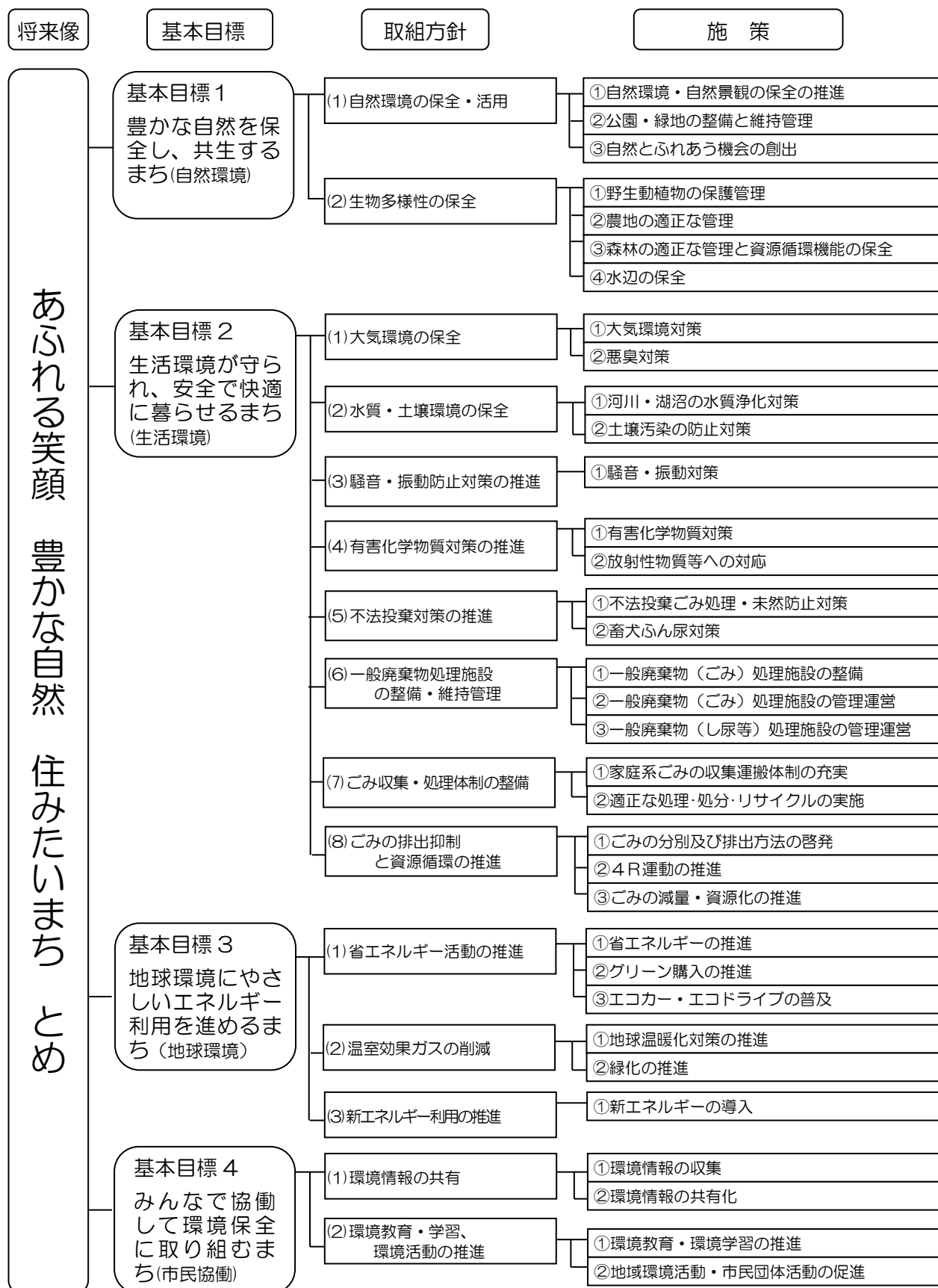
段 階	推進主体	役 割
実施 (Do)	関係課	所管する施策・事業の実施
点検・評価 (Check)	関係課	所管する施策・事業について、自己点検・評価
	環境保全連絡会議 環境保全会議	各施策・事業の進捗状況の評価
	環境審議会	点検・評価結果に対する意見
	環境課	環境報告書の作成
見直し (Act)	関係課	所管する施策・事業の見直し

#### 5 関係課等における施策・事業の進め方

関係課等は、所管する施策・事業を次のとおり実施します。

- ① 第二次登米市総合計画の基本計画及び実施計画と整合性を図る。
- ② 環境基本計画に示す「施策」を踏まえる。
- ③ 緊急性、継続性、予算などの観点から、施策・事業の見直しを行う。
- ④ 計画と実績を検証し、その進捗状況や効果などを踏まえ施策・事業の見直しを行う。

## 6 第二次環境基本計画の施策体系



## 7 実施計画とSDGsとの関係

国の第5次環境基本計画（平成30年4月閣議決定）では、今後の環境政策の基本的な考え方として「持続可能な開発目標（SDGs）の考え方の活用」を掲げており、その中で「SDGsの実現は、地域の課題解決にも直結するものであると考えられる。地域に着目し、地域の視点を取り入れ、SDGsの考え方を活用して地域における各種計画の改善に資するようなものにする必要がある。」としています。

実施計画では、「自然環境」「生活環境」「地球環境」「環境教育・環境学習」といったあらゆる環境分野に取り組むこととしており、個別の取組について、取組内容から17の目標の中で特に関連の深い目標を示し、持続可能な社会の実現に貢献します。



### ※SDGsとは

「持続可能な開発目標」（SustainableDevelopmentGoals=SDGs）は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年（平成27年）の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能なアジェンダ」の中で掲げられました。2030年（令和12年）を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

SDGs 「17のゴール（国際目標）」

 <p><b>1</b> 貧困をなくそう</p>	<p><b>1 貧困をなくそう</b> あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p><b>10</b> 人や国の不平等をなくそう</p>	<p><b>10 人や国の不平等をなくそう</b> 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
 <p><b>2</b> 飢餓をゼロに</p>	<p><b>2 飢餓をゼロに</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	 <p><b>11</b> 住み続けられるまちづくりを</p>	<p><b>11 住み続けられるまちづくりを</b> 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
 <p><b>3</b> すべての人に健康と福祉を</p>	<p><b>3 すべての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p><b>12</b> つくる責任つかう責任</p>	<p><b>12 つくる責任つかう責任</b> 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
 <p><b>4</b> 質の高い教育をみんなに</p>	<p><b>4 質の高い教育をみんなに</b> すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p><b>13</b> 気候変動に具体的な対策を</p>	<p><b>13 気候変動に具体的な対策を</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p><b>5</b> ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p><b>5 ジェンダー平等を実現しよう</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>	 <p><b>14</b> 海の豊かさを守ろう</p>	<p><b>14 海の豊かさを守ろう</b> 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p><b>6</b> 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p><b>6 安全な水とトイレを世界中に</b> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	 <p><b>15</b> 陸の豊かさを守ろう</p>	<p><b>15 陸の豊かさを守ろう</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p><b>7</b> エネルギーをみんなに、そしてクリーンに</p>	<p><b>7 エネルギーをみんなに、そしてクリーンに</b> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p><b>16</b> 平和と公正をすべての人に</p>	<p><b>16 平和と公正をすべての人に</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p><b>8</b> 働きがいも経済成長も</p>	<p><b>8 働きがいも経済成長も</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>	 <p><b>17</b> パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p><b>17 パートナリシップで目標を達成しよう</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
 <p><b>9</b> 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p><b>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b> 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		

出典：公益財団法人 地球環境戦略研究機関（IGES）作成による仮訳をベースに外務省編集

## 第2章 具体的施策

### 基本目標1 豊かな自然を保全し、共生するまち（自然環境）

#### (1) 自然環境の保全・活用



#### ① 自然環境・自然景観の保全の推進

- ・ 貴重な自然と景観を保全し、産業と共生を図りながら、自然への負荷に十分に配慮した利活用を進めるとともに、豊かな自然環境を将来世代に引き継いでいきます。
- ・ 地域の貴重な保存樹・保存林について、所有者等の協力得て適切な管理をすることにより、将来にわたり保護・保全に努めます。
- ・ 自然環境へ影響を及ぼす恐れのある事業については、計画の段階から生態系や希少野生動植物種などへの十分な配慮や、必要な保護を要請します。

通番	後期取組（令和4年度～令和7年度）	担当課
1	平筒沼いこいの森登米市自然環境保全地域の保全及び維持管理 (内容) 「平筒沼いこいの森登米市自然環境保全地域」の自然環境を保全するため、保全条例等に基づき適正な保全と維持管理に努めます。	環境課
2	天然記念物の管理 (内容) 樹勢の衰え等が見られた指定天然記念物樹木は、樹勢回復措置を実施し、適正な保存に努めます。	生涯学習課
3	景観形成の推進 (内容) 地域の景観の特性を踏まえて、景観計画に基づき良好な景観の形成を推進します。	住宅都市整備課
4	開発指導の実施 (内容) 一定規模以上の土地開発事業については、登米市開発指導要綱第19条の規定に基づき、開発区域内の自然破壊の防止と緑地の適正な保全などについて、事業者に対して指導を行います。	住宅都市整備課
5	自然と産業の共生 (内容) 自然と景観の保全に配慮しながら、地域で生産・加工された農林産物などの地域内での利用促進と、PRを通じて魅力や付加価値の向上を推進します。	農林振興課 地域ビジネス支援課





## ②公園・緑地の整備と維持管理

- 公園・緑地施設などは、人と自然との共生に配慮した整備や適切な維持管理を行います。

通番	後期取組（令和4年度～令和7年度）	担当課
6	公園等の維持管理 （内容） 都市公園や農村公園、森林公園、道路の植栽などについては、有害生物の大発生などを未然に防止するほか、人と自然とのふれあいが進むように、適切な維持管理を行います。	農林振興課 観光シティプロモーション課 住宅都市整備課 建設総務課



## ③自然とふれあう機会の創出

- グリーン・ツーリズムやエコ・ツーリズム等を推進し、本市の豊かな自然環境に触れる機会の充実を図ります。

通番	後期取組（令和4年度～令和7年度）	担当課
7	自然環境と触れる機会の充実 （内容） サンクチュアリセンターやその周辺の自然を環境教育の実践の場として活用し、さらには森林セラピー基地・登米森林公園を森林浴や森林体験などの多面的利用を通じて、緑豊かな森林とのふれあいの場として活用するほか、グリーン・ツーリズムやエコ・ツーリズムを推進します。	観光シティプロモーション課 環境課 農林振興課

## (2) 生物多様性の保全



### ①野生動植物の保護管理

- 多様な動植物の生息・生育環境の保全・再生を図るとともに、市内の生態系を脅かし、被害を及ぼす恐れのある特定外来生物等についての防除・駆除や、希少な在来種の保護に努めます。
- 野生鳥獣の保護管理に努め、必要に応じて農林産物の被害防止などのため有害鳥獣捕獲等による適正な個体数調整など、県や関係団体と連携を図り対策を講じます。

通番	後期取組（令和4年度～令和7年度）	担当課
8	生物多様性に関する普及・啓発（とめ生きもの多様性プランの推進） （内容） 生物多様性の必要性や重要性について、多くの市民、市民団体、事業者等の理解を促進するため、普及・啓発を図ります。	環境課
9	特定外来生物等に関する啓発・駆除 （内容） 在来種の多様性を保全するため、市民や市民団体等と連携し、特定外来種に関する啓発や駆除などを行います。	環境課 産業総務課
10	有害鳥獣捕獲等による適正な個体数の管理 （内容） 有害鳥獣捕獲等について、県や関係団体と連携を図り、適正な個体数の管理を行います。	農林振興課



## ②農地の適正な管理

- ・ 農地が持つ多面的機能の維持を図り、野生動植物の生息・生育環境の再生・創出を図ります。
- ・ 生物多様性に配慮した環境保全型農業の取り組みをより一層推進し、人と動植物にやさしい安全・安心な農業をさらに進めます。
- ・ 農産物直売所の販売力向上や学校給食等への市内産食材の利用を図り、地産地消の取り組みを促進します。

通番	後期取組（令和4年度～令和7年度）	担当課
11	農地等の多面的機能の保全管理 （内容） 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動に係る支援を行い、農地等の地域資源の適切な保全管理を推進します。	農林振興課
12	環境に配慮した農地整備の実施 （内容） 農村の豊かな自然環境の保全・回復や、動植物の生息空間としてのネットワークの確保など、環境との調和に配慮した農地整備を実施します。	農林振興課

13	環境保全型農業の推進 (内容) 環境保全型農業の取組を支援し、人と生き物に優しい安全・安心な農業を推進します。	農政課
14	学校給食における地域食材の利用促進 (内容) 市内農産物等を学校給食食材へ積極的に活用することで地産地消を促進します。	学校教育課
15	市産農産物直売所等の販売・魅力向上 (内容) 道の駅等による連携した特産品の販売やイベントの開催により、市内農産物の価値と産地の魅力向上を図ります。	地域ビジネス支援課



### ③森林の適正な管理と資源循環機能の保全

- ・ 適正な森林施業と里山の整備に取り組むことにより、多様な森林空間を創出し、野生動植物の生息・生育環境の確保を図ります。
- ・ 地元産木材の地域内の利用促進を図るとともに、未利用間伐材等の木質バイオマスのエネルギー利用等による地域林業の活性化を図ります。

通番	後期取組 (令和4年度～令和7年度)	担当課
16	森林整備の推進 (内容) 適正な森林施業による二酸化炭素吸収源となる森林の育成や、里山の資源循環機能の確保に向けた取組により、多様で健全な森林の育成を推進するとともに、豊かな森の象徴であるイヌワシの生息環境の保全、再生を図ります。	農林振興課
17	地域産木材の利活用の推進 (内容) 一般住宅や公共施設等への地域産木材の積極的な活用を推進します。	農林振興課



### ④水辺の保全

- ・ かつての美しい水辺を取り戻す取り組みを進めます
- ・ 鳥類や昆虫、水生生物などの多様な生き物の生息・生育環境となる良好な湿地の保全を進めます。
- ・ 渡り鳥の生息環境としての良好な湿地環境の保全に関する国際的な取り組みとの連携・協働に努めます。

通番	後期取組（令和4年度～令和7年度）	担当課
18	<p>水環境保全に関する普及啓発</p> <p>（内容）</p> <p>クリーンキャンペーンやクリーンアップ湖沼群を実施し、身近な水環境の保全に関する普及・啓発に取り組みます。</p>	環境課
19	<p>水辺生態系の再生の推進</p> <p>（内容）</p> <p>沼やため池等における外来生物の駆除や、水質改善のためのハス刈りなどの取組を支援し、水辺生態系の再生を推進します。</p>	環境課
20	<p>渡り鳥飛来地との連携・協力</p> <p>（内容）</p> <p>近隣のラムサール登録湿地の市町（大崎市、栗原市、南三陸町）と渡り鳥飛来地としての情報交換等に努め、連携・協力を図ります。</p>	環境課

## 基本目標 2 生活環境が守られ、安全で快適に暮らせるまち(生活環境)

### (1) 大気環境の保全



#### ①大気環境対策

- ・ 国や県等関係機関と連携を密にし、既存の測定局の観測データや国、県による分析情報を共有しながら、大気環境を監視します。
- ・ 野焼きによる煙害の苦情が増え、野外焼却が原則禁止されていることから、法令遵守の徹底を図っていくほか、例外的に認められたものについても煙害防止の観点からマナー向上の啓発を図っていきます。

通番	後期取組 (令和4年度～令和7年度)	担当課
21	野焼きに対する指導及び野焼き禁止の周知 (内容) 野焼きについて、県等関係機関と連携し法令遵守の徹底を図るよう原因者に対する適切な指導や、市民に対し野焼き禁止の周知をします。	環境課
22	公害防止協定の締結 (内容) 公害防止協定の締結を必要とする事案が発生した場合は、公害防止協定を締結します。  ※公害防止協定の締結については、大気その他、水質、土壌、騒音、振動、有害化学物質等に対しても同様の取組とします。	環境課
23	公害相談への対応 (内容) 公害相談について、一連の公害対応を実施した場合は、必要に応じて相談者に報告し了承を得るようにします。  ※公害相談者への対応については、大気その他、水質、土壌、騒音、振動、有害化学物質等に対する公害に対しても同様の取組とします。	環境課



#### ②悪臭対策

- ・ 規制基準の遵守を徹底させるため、県等関係機関と連携しながら特定施設に対し適切に対応していくとともに、法令の規制対象にならない施設等に対する苦情などについても、管理方法の改善を指導するなどし、解決に努めます。
- ・ 河川や水路などの公共水域からの悪臭は、下水道等により汚水衛生処理率を高めることが効果的な対策となりますが、必要に応じて、河川等の管理者の協力のもと、汚水が長期間滞留しないようにするなどの対策を講じるよう努めます。

- ・ 家畜排せつ物の悪臭については、事業主等に対し、家畜排せつ物の適正な管理を図るよう県等関係機関と連携しながら指導します。

通番	後期取組（令和4年度～令和7年度）	担当課
24	悪臭に対する指導 （内容） 悪臭の発生抑制について、臭気を発生させている事業者等に対し、適切な指導を行うほか、家畜排せつ物の悪臭については、事業主等に対し、適正な管理が図られるよう県等関係機関と連携しながら指導します。	環境課 農政課
25	下水道等の整備推進 （内容） 公共下水道の整備、浄化槽の設置により汚水衛生処理率の向上を図るとともに、農業集落排水事業を含めた未接続世帯へ、引き続き接続促進を図ります。	下水道施設課

## （2）水質・土壌環境の保全



### ①河川・湖沼の水質浄化対策

- ・ 市内河川・湖沼の水質調査を実施しながら、水質の監視を実施します。
- ・ 規制基準の遵守を徹底させるため、県等関係機関と連携しながら特定施設等に対し適切に対応していきます。
- ・ 下水道の整備、浄化槽の設置や市民への啓発等により、家庭等から排出される汚濁負荷の低減を図り、水質浄化に努めます。

通番	後期取組（令和4年度～令和7年度）	担当課
26	市内河川・湖沼の水質検査の実施 （内容） 市内河川・湖沼の水質検査により、継続的な水質の監視を実施します。	環境課
27	特定施設等の排水等に対する指導 （内容） 特定施設等からの排水等に対し、規制基準が遵守されるよう適切に指導を行います。	環境課

28 再掲 (25)	下水道等の整備推進  (内容) 公共下水道の整備、浄化槽の設置により汚水衛生処理率の向上を図るとともに、農業集落排水事業を含めた未接続世帯へ、引き続き接続促進を図ります。	下水道施設課
------------------	--	--------

## ② 土壌汚染の防止対策



- ・ 県等関係機関と連携を強化し、有害物質を使用する施設に対し、必要に応じて監視・指導を実施しながら、土壌汚染の防止に努めます。

通番	後期取組（令和4年度～令和7年度）	担当課
29	有害物質を使用する施設に対する指導  (内容) 有害物質を使用する施設に対し、県等関係機関と連携しながら必要に応じて指導します。	環境課

## (3) 騒音・振動防止対策の推進



### ① 騒音・振動対策

- ・ 工場、工事作業現場等の騒音、振動問題に対しては環境基準や規制基準の達成を図るため、指導や監視を効果的に行っていきます。
- ・ 自動車騒音に対しては、騒音調査を実施しながら状況を把握し、騒音の低減について対策を検討します。
- ・ 飲食店営業等に対する騒音規制のほか、近隣騒音問題については、原因者に対し改善のための指導を行っていきます。

通番	後期取組（令和4年度～令和7年度）	担当課
30	騒音・振動に対する指導  (内容) 工場等へ騒音・振動に関する環境基準や規制基準の達成を図るよう監視・指導を実施するほか、近隣騒音問題については、原因者に対し改善するよう指導します。	環境課
31	自動車騒音常時監視の実施  (内容) 騒音規制法に基づき、市内路線の自動車騒音及び残留騒音等の測定を実施します。	環境課

## (4) 有害化学物質対策の推進



### ①有害化学物質対策

- ・ 事業所からの有害化学物質の排出抑制を図り、必要に応じて有害化学物質を使用する施設に対し監視・指導を実施します。
- ・ 市内で保管されているPCB廃棄物については、県の指導等を受けながら法令で定める処理期限までに適切に処理します。

通番	後期取組（令和4年度～令和7年度）	担当課
32	有害化学物質を使用する施設に対する指導 (内容) 有害化学物質を使用する施設に対し、県等関係機関と連携しながら、必要に応じて指導します。	環境課
33	PCB廃棄物の処理 (内容) 本市で保管するPCB廃棄物は、県が定める処理期限（法定期限より1年前倒しの令和7年度末）まで適切に処分を行います。	総務課



### ②放射性物質等への対応

- ・ 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響が広範囲にわたっていることから、今後も空間放射線量等の数値を把握しながら、放射性物質に対する対応を継続していきます。

通番	後期取組（令和4年度～令和7年度）	担当課
34	空間放射線量の測定及び測定値の公表 (内容) 空間放射線量の定期測定を実施し、数値を把握するとともに、市民への情報提供に努めます。	環境課
35	放射性物質に汚染された農林業系副産物（指定廃棄物）の管理 (内容) 放射性物質に汚染された農林業系副産物（指定廃棄物）の適正な管理を行うとともに、国による最終処分について、要請を行います。	農政課
36	農業系汚染廃棄物（牧草・堆肥）の処理（8,000Bq/kg以下） (内容) 個人農家等が使用する草地の更新に合わせ、400Bq/kg以下の汚染牧草等はすき込み、400Bq/kgを超える汚染牧草等は堆肥化してすき込みや土壌還元など、施肥材としての活用による処理を推進します。	農政課



## (5) 不法投棄対策の推進



### ①不法投棄ごみ処理・未然防止対策

- ・ ごみの不適正処理や不法投棄の未然防止のため、環境パトロールを実施し監視体制の充実強化を図ります。
- ・ 不法投棄について違反行為が認められた場合には、必要に応じて警察とも連携し、不法投棄の低減を図っていきます。
- ・ 不法投棄の防止を呼びかけた看板等を設置し、地域ぐるみで監視の目を強化していきます。

通番	後期取組（令和4年度～令和7年度）	担当課
37	環境パトロールの実施 (内容) 環境パトロールを実施し、ごみの不適正処理や不法投棄の未然防止を図ります。	環境課
38	不法投棄監視カメラ及び看板の設置 (内容) 不法投棄が多発する市有地に不法投棄監視カメラ及び看板を設置し、不法投棄の未然防止と撤去指導を実施します。	環境課



### ②畜犬ふん尿対策

- ・ 県等関係機関と連携しながら、家庭犬しつけ方教室などを開催して、飼い主の心構えを身につけてもらうほか、毎年実施する狂犬病予防注射などの機会をとらえて、飼い主に対し犬の飼い方のマナー向上を図っていきます。

通番	後期取組（令和4年度～令和7年度）	担当課
39	家庭犬しつけ方教室の開催 (内容) 家庭犬しつけ方教室を開催し、飼い主に対して犬の飼い方のマナー向上を図ります。	環境課
40	犬のふん禁止看板の設置 (内容) 犬のふんにより汚れが多く発生する公園や道路等に看板を設置し、飼い主に対して、飼い犬のふんの後始末を徹底するように啓発を図ります。	環境課

## (6) 一般廃棄物処理施設の整備・維持管理



### ①一般廃棄物（ごみ）処理施設の整備

- 安全で適切にごみ処理のため、環境負荷の低減やコストに配慮するほか、循環型社会形成に寄与するため、エネルギー回収設備等を備えた中間処理施設、及び最終処分場を整備します。

通番	後期取組（令和4年度～令和7年度）	担当課
41	一般廃棄物（ごみ）処理施設の整備 （内容） 一般廃棄物（ごみ）処理施設については、令和元年11月末に整備を完了し、現在は、焼却によるエネルギーを発電等に有効利用するエネルギー回収設備等を備えた施設として稼働しています。	環境事業所



### ②一般廃棄物（ごみ）処理施設の管理運営

- 安全で適切にごみ処理及び一層の資源化を促進する一般廃棄物処理施設の管理運営に努めます。

通番	後期取組（令和4年度～令和7年度）	担当課
42	一般廃棄物（ごみ）処理施設の管理運営 （内容） 施設修繕計画に基づく定期修繕の実施、公害防止計画値及び法基準を遵守した適切な維持管理とともに一層の資源化促進に努めます。	クリーンセンター



### ③一般廃棄物（し尿等）処理施設の管理運営

- 一般廃棄物（し尿等）処理施設の計画的及び適切な管理運営に努めます。
- 家庭から排出されるし尿や農業集落排水汚泥等を炭化肥料に再生し、園芸や農地等への利用促進を図ります。

通番	後期取組（令和4年度～令和7年度）	担当課
43	一般廃棄物（し尿等）処理施設の管理運営 （内容） 施設の安定稼働や長寿命化を図るため、保守点検や施設修繕計画に基づき定期的な修繕を実施するなど、適切な管理運営に努めるとともに、製造する炭化肥料の農地還元等の利用促進を図ります	衛生センター

## (7) ごみ収集・処理体制の整備



### ①家庭系ごみの収集運搬体制の充実

- ・ ごみ・資源ごみの収集拠点・収集頻度等、市民ニーズに即した改善、充実を図っていきます。
- ・ 市民の利便性、再資源化・処理・処分の容易性を踏まえた効率的な収集運搬体制を確保します。

通番	後期取組（令和4年度～令和7年度）	担当課
44	<p>ごみ集積所設置の支援</p> <p>（内容）</p> <p>環境美化意識の高揚と計画的なごみ収集を促進するため、ごみ集積所を新設又は全面改築する行政区等に対し、設置費用の一部を支援します。</p>	環境課



### ②適正な処理・処分・リサイクルの実施

- ・ 廃家電品・廃パソコン等が、各種リサイクル法のもと適正に処理されるよう周知、誘導に努めます。
- ・ 市営の一般廃棄物処理施設が、率先した適正処理・処分を行い、リサイクルの促進に努めるとともに、事業系ごみを収集運搬する一般廃棄物処理業許可業者にも働きかけます。

通番	後期取組（令和4年度～令和7年度）	担当課
45	<p>分別方法及び排出ルールの啓発</p> <p>（内容）</p> <p>市の処理施設での処理困難物を含め、ごみの分別方法や排出ルールについて周知に努めるとともに、一般廃棄物収集運搬業者を通じて、市内事業者へもごみの分別方法や排出ルールの周知に努めます。</p>	環境課
46	<p>粗大ごみ処理施設での資源物回収</p> <p>（内容）</p> <p>粗大ごみ処理施設の選別工程等で発生する資源物の回収に努めるとともに、分別等により資源化を図ります。</p>	クリーンセンター

## (8) ごみの排出抑制と資源循環の推進



### ①ごみの分別及び排出方法の啓発

- ・ 広報紙やホームページ等を活用して、ごみの出し方・分け方等の情報提供の充実とともに、子どもや高齢者、転入者などにとっても分かりやすい内容になるよう努めます。

通番	後期取組（令和4年度～令和7年度）	担当課
47	小学生等へのごみの出し方・分け方等の普及啓発 （内容） 小学生や団体の施設見学、中学生や高校生の職場体験等も活用しながら、ごみの出し方・分け方等に係る普及啓発に努めます。	クリーンセンター
48	ごみ処理に関する情報提供 （内容） ごみの分別方法や排出ルール等について、リサイクル・ごみ・し尿収集カレンダーを毎戸配布するとともに、ホームページへ掲載し周知に努めます。	環境課



## ② 4 R 運動の推進

- ・ ごみを出さないライフスタイルや事業活動への転換を促進するため、最も優先度の高いリフューズ（ごみになるものはもらわない）、リデュース（購入量、使用量を減らす）の浸透に向けた働きかけの強化に努めます。
- ・ ごみの分別やリユース（再利用する）、リサイクル（再資源化する）の取り組みを市の施設が率先して実行して、幅広く4 R 運動への参加を呼びかけていきます。

通番	後期取組（令和4年度～令和7年度）	担当課
49	市の施設が4 R 運動の率先実行 （内容） 環境マネジメントシステムにより、市の施設が4 R 運動を率先して実行します。	環境課
50	マイバッグ運動の推進 （内容） 市内大型店舗等が加入するみやぎレジ袋削減取組協定に基づき、レジ袋の削減・マイバッグ持参を呼び掛けます。	環境課
51	資源ごみ集団回収の奨励 （内容） ごみの減量と資源に対する市民意識の高揚を図るため、資源ごみ回収を計画的に実施する団体に対し報奨金を交付します。	環境課

52	<p>廃食油の回収・バイオディーゼル燃料の活用推進 (内容)</p> <p>廃食油回収によるごみ減量化の推進及び廃食油燃料の活用により、地球温暖化防止、水質汚濁防止に資する取組を実施します。</p>	環境課
53	<p>リサイクル回収ボックス等の普及促進 (内容)</p> <p>大型店舗内等に設置している小型家電リサイクル回収ボックスや、白色トレー回収ボックスなどの活用について周知啓発を図ります。</p>	環境課



### ③ごみの減量・資源化の推進

- ・ ごみ減量の推進、公平性の確保、資源分別意識の高揚等を図るため、指定袋等にごみ処理経費の一部有料化を継続するとともに、より効果的なごみ減量手法の確立に努めます。

通番	後期取組（令和4年度～令和7年度）	担当課
54	<p>ごみ処理有料化の継続 (内容)</p> <p>ごみの排出者に対して、指定袋の購入等によりごみ処理費用の一部負担を求めることで、ごみの発生及び排出の抑制を図るほか、資源ごみの分別排出を促進することで、ごみの減量及び資源化の推進を図ります。</p>	クリーンセンター
55	<p>リサイクルステーションから回収する資源ごみの追加品目の検討 (内容)</p> <p>ごみ減量・資源化を推進するため、新たに資源ごみとして回収できる品目を検討します。</p>	クリーンセンター
56	<p>プラスチックごみの減量・資源化の推進 (内容)</p> <p>プラスチックごみの適正な分別排出の普及啓発に努め、市民・事業者の分別意識の高揚を図りながら、プラスチックごみの減量・資源化に取り組めます。</p>	環境課

## 基本目標 3 地球環境にやさしいエネルギー利用を進めるまち(地球環境)

### (1) 省エネルギー活動の推進



#### ①省エネルギーの推進

- ・ 市のホームページや広報紙等で、省エネルギーの広報、啓発に努めます。
- ・ 公共施設へのLEDなどの省エネルギー設備・機器の導入を図るとともに、市民及び事業所に対しても導入を推奨します。
- ・ 全市を挙げたクールビズ・ウォームビズの取り組みを推進します。

通番	後期取組 (令和4年度～令和7年度)	担当課
57	省エネルギーの推進 (内容) 市民や事業者等に市広報紙やホームページを通じて、省エネルギーに関して、地球温暖化防止行動を推進します。	環境課
58	省エネルギー設備・機器の導入 (内容) 公共施設へのLEDなどの省エネルギー仕様の設備・機器の導入を図ります。	各施設所管課
59	クールビズ・ウォームビズの推進 (内容) 市役所が率先して全庁一体的なクールビズ・ウォームビズに取り組むとともに、市ホームページにポスターを掲載するなど、市民・事業者等への普及啓発に努めます。	市長公室 環境課



#### ②グリーン購入の推進

- ・ 市が率先してグリーン購入を推進し、環境負荷の軽減に取り組みます。
- ・ 環境にやさしい「エコマーク」や「グリーンマーク」等の制度の周知を図るとともに、エコ商品の率先購入、率先利用に向けた意識の高揚を図ります。

通番	後期取組 (令和4年度～令和7年度)	担当課
60	グリーン購入の推進及び啓発 (内容) 市役所内において、「登米市グリーン購入調達方針」に基づく、資源の有効利用と再生材などを使用した環境負荷の少ない製品の購入を推進するほか、市民や事業者等に対しては、市広報紙やホームページ等を通じて、環境負荷の少ない製品のグリーン購入について啓発を図ります。	総務課 環境課



### ③エコカー・エコドライブの普及

- ・ クリーンエネルギー自動車の導入を推進するとともに、公用車への導入を図ります。
- ・ エコドライブやアイドリングストップの励行など、排出ガス抑制意識の高揚と環境に配慮した自動車利用について普及啓発を図ります。

通番	後期取組（令和4年度～令和7年度）	担当課
61	<p>エコカーの導入推進及びエコドライブの普及啓発</p> <p>（内容）</p> <p>環境への負荷が少ない低公害車（通称・エコカー）の公用車への導入とともに、公用車のエコドライブに努め、さらには市民や事業者等に市広報紙やホームページなどを通じて、エコドライブの普及啓発を図ります。</p>	<p>総務課</p> <p>環境課</p>

## （2）温室効果ガスの削減



### ①地球温暖化対策の推進

- ・ 温室効果ガスの削減に向けて、「登米市地球温暖化対策地域推進計画」により、省エネルギーにつながる様々な環境配慮行動を推進します。
- ・ 市の事務・事業から排出される温室効果ガスを削減するために、「登米市地球温暖化対策率先実行計画」を推進するとともに、環境への負荷の削減の進捗を管理し、改善していくために、環境マネジメントシステムの運用、改善を行います。

通番	後期取組（令和4年度～令和7年度）	担当課
62	<p>地球温暖化対策地域推進計画の推進（市全区域の取組）</p> <p>（内容）</p> <p>市民、事業者、行政が一体となって地球温暖化対策を総合的、計画的に進め、本市から地球温暖化防止の取組を更に広げていきます。</p>	環境課
63	<p>地球温暖化対策率先実行計画の推進（市役所の取組）</p> <p>（内容）</p> <p>市が一事業者として策定した「地球温暖化対策率先実行計画」に基づき、市の事務・事業における省エネルギー機器の導入、省エネ行動などを実施し、率先して温室効果ガス排出の抑制に取り組みます。</p>	環境課

64	環境マネジメントシステムの運用（市役所の取組）  （内容） 市独自の環境マネジメントシステムを構築・運用し、市の事務事業活動及び公共工事において、環境にやさしい行動や環境負荷の低減に取り組めます。	環境課
65	脱炭素社会の実現に向けた普及啓発  （内容） 脱炭素社会の実現に向け、市民・事業者・行政が一体となって取組を進めるため、省エネルギー行動の推進や省エネルギー設備・機器の導入、新エネルギーの利活用、4Rの推進などの普及啓発を図ります。	環境課



## ②緑化の推進

- ・ 市民や、みどりの少年団の参加のもと、樹木を植栽するイベントを開催するなど、市民参加による森づくりを進めます。
- ・ 公共施設の緑化に努めていくとともに、民間施設においても、緑化が進められるよう働きかけていきます。

通番	後期取組（令和4年度～令和7年度）	担当課
66	市民参加の新たな森林づくりの推進  （内容） 森林は、二酸化炭素を吸収し地球温暖化防止の役割を果たすなど、人と地球にとって大切な資源であることについて、植樹祭の実施を通して周知を図ります。	農林振興課
67	都市公園の緑化推進  （内容） 県の植樹事業などを活用しながら、都市公園の緑化の推進を図ります。	住宅都市整備課
68	学校の緑化推進  （内容） 小中学校内における緑化活動を通して緑の大切さや木を植えることの重要性、二酸化炭素の吸収・地球温暖化防止の役割について啓発を図ります。	学校教育課
69	緑の少年団活動の支援  （内容） 緑の少年団の活動に対して支援を行います。	農林振興課



### (3) 新エネルギー利用の推進

#### ①新エネルギーの導入



- ・ 住宅や事業所への太陽光発電や木質バイオマスなどの新エネルギー設備の導入を促進します。
- ・ 新エネルギー設備を導入しようとする事業者に対し、国・県等の助成情報を提供するなどの支援を行います。
- ・ 公共施設への新築や改築、設備更新等に際しては、新エネルギー設備の導入を図ります。

通番	後期取組（令和4年度～令和7年度）	担当課
70	新エネルギー利活用の推進及び情報提供 (内容) 市地域新エネルギービジョンに基づき、積極的に推進すべき新エネルギーとして位置づけた太陽光発電、太陽熱利用、木質バイオマスの利活用を推進するとともに、新エネルギー設備等を導入しようとする市民及び事業者等に対し、国・県等の助成情報を提供するなどの支援を行います。	環境課
71	住宅用新エネルギー設備導入支援事業の実施 (内容) 木質バイオマス燃焼機器（ペレット、薪等を燃料とする暖房機及びボイラー）の設置費用の一部を支援し導入を推進します。	環境課
72	公共施設への新エネルギー設備の導入 (内容) 公共施設の新設等に際して、新エネルギー設備の導入を図ります。	各施設所管課

## 基本目標 4 みんなで協働して環境保全に取り組むまち（市民協働）

### （1）環境情報の共有



#### ①環境情報の収集

- ・ 国や県、各種団体等の各種調査結果や公害・地球環境問題等の環境に関する情報の収集に努めます。
- ・ 地域で環境活動を行っている市民団体等を把握し、環境活動に関する情報の収集に努めます。

通番	後期取組（令和4年度～令和7年度）	担当課
73	環境に関する情報の収集及び実態調査 （内容） 国や県、各種団体等の各種調査結果や公害・地球環境問題等の環境に関する情報を収集するとともに、市民団体等やNPO、事業所が行っている環境活動内容の調査を実施します。	環境課



#### ②環境情報の共有化

- ・ 市民団体等が自主的に発信する環境情報の共有化を図るための支援に努めます。
- ・ 各種調査の結果や、環境活動の状況、環境関連の講演会及びイベントの開催など、環境に関する情報を市広報紙・ホームページ等の各種媒体により発信します。
- ・ 市民団体、事業者、学校などが取り組む環境学習や環境活動の内容を発表し、共有する機会の創出を検討します。

通番	後期取組（令和4年度～令和7年度）	担当課
74	環境に関する情報の共有化 （内容） 環境に関する講演会や各種イベント等の開催については、市広報紙やホームページ等を活用し市民などに情報提供するほか、市民団体等の取組について情報共有する機会の創出を図ります。	環境課

## (2) 環境教育・学習、環境活動の推進



### ①環境教育・環境学習の推進

- ・ 未就学児から高齢者まで幅広い層の市民等への環境学習の機会を提供します。
- ・ 児童生徒の発達段階に応じた体験型学習を含めた環境教育の充実を図ります。
- ・ 地域に根ざした環境教育・環境学習や環境活動を推進する人材の育成に努めます。

通番	後期取組（令和4年度～令和7年度）	担当課
75	環境教育・学習の推進  （内容） 環境出前講座の総合的な環境学習プログラムを充実させ、各地域のPTAや市内小中学校の児童・生徒などが自然とふれあい、自然から学ぶ機会をつくります。	環境課
76	環境教育リーダーの育成  （内容） 環境教育リーダー育成講座などを開催し、地域の環境教育及び環境保全活動の中核となる人材を育成します。	環境課



### ②地域環境活動・市民団体活動の促進

- ・ 市民や事業者、市民団体等の自主的な環境活動を推進します。
- ・ 登米市環境市民会議による環境保全活動や環境学習を通じた各団体間・地域間の交流を図り、連携の強化に努めます。
- ・ 地域コミュニティ組織による環境保全に関する取り組みを支援します。

通番	後期取組（令和4年度～令和7年度）	担当課
77	環境活動の推進  （内容） 事業者、市民団体等の環境活動を市広報紙・ホームページ等で紹介し、自主的な環境活動を推進します。	環境課
78	環境美化の推進  （内容） 市民や各地域の市民団体等による緑化運動、一斉清掃などの環境活動を支援し、環境美化の活動を推進します。	環境課 農林振興課 建設総務課

79	<p>登米市環境市民会議の連携と活動の充実  (内容)  登米市環境市民会議と連携・協働しながら、環境保全活動や講演会の開催のほか、市民や学校、各種団体のネットワークの強化を図ります。</p>	環境課
80	<p>地域コミュニティ組織の活性化  (内容)  地域コミュニティ組織による環境保全に関する取組を支援します。</p>	市民協働課 環境課